

石川県公報

平成28年4月5日

第12890号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表 (企画課)	4
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	1	○肥料登録有効期間更新公告 (農業安全課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	2	○市街地再開発組合の事業計画の変更認可公告 (建築住宅課)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	2	教育委員会	
○東日本誘客室の設置 (誘客戦略課)	2	○学校指導課に所属する職員を学校への指導派遣事業に関する事務処理のため駐在させる地の指定	5
○西日本誘客室の設置 (同)	2	○スポーツ健康課に所属する職員を日本スポーツマスターズ開催に関する事務処理のため駐在させる地の指定の廃止	5
○休業中の定置漁業に係る許可の申請期間 (水産課)	3	公安委員会	
○県道の区域の変更 (道路整備課)	3	○地域交通安全活動推進委員の委嘱	5
○県道の供用の開始 (同)	3		

告 示

石川県告示第200号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団仁智会	金沢市元菊町20番1号	医療法人社団仁智会 金沢南ケアハウス	野々市市蓮花寺町79番1	平成28年 2月12日

石川県告示第201号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団仁智会	金沢市元菊町20番1号	医療法人社団仁智会 金沢南ケアハウス	野々市市蓮花寺町79番1	平成28年 2月12日

石川県告示第202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成28年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 朝風	鳳珠郡能登町字藤波21字 7番地1	小規模多機能型居宅介 護 朝風	鳳珠郡能登町字藤波21字 7番地1	平成28年 3月31日
〃	〃	能輝人 グループホー ム夕風	〃	〃

石川県告示第203号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成28年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 朝風	鳳珠郡能登町字藤波21字 7番地1	小規模多機能型居宅介 護 朝風	鳳珠郡能登町字藤波21字 7番地1	平成28年 3月31日
〃	〃	能輝人 グループホー ム夕風	〃	〃

石川県告示第204号

石川県組織規則（昭和39年石川県規則第23号）第21条第1項の規定により、平成28年4月1日次のとおり事業所を設置した。

なお、首都圏誘客推進室の設置（平成25年石川県告示第160号）は、平成28年3月31日限り廃止した。

平成28年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	位 置	分 担 事 務
東日本誘客推進室	東京都千代田区平河町二丁目（都道府県会館内）	東日本地域からの誘客の促進に関すること。

石川県告示第205号

石川県組織規則（昭和39年石川県規則第23号）第21条第1項の規定により、平成28年4月1日次のとおり事業所を設置した。

平成28年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	位 置	分 担 事 務
西日本誘客推進室	大阪府大阪市北区西天満四丁目（リゾートトラスト御堂筋ビル内）	西日本地域からの誘客の促進に関すること。

石川県告示第206号

漁業法（昭和24年法律第267号）第35条の規定により休業の届出があったので、同法第36条第1項の規定による許可を行う場合における、許可の内容たるべき事項、地元地区等を次のとおり定めた。

平成28年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 許可の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

珠洲市正院町正院地先

(3) 漁場の区域

次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯37度25分10秒2、東経137度18分07秒8の点

イ 北緯37度24分59秒4、東経137度18分39秒0の点

ウ 北緯37度24分42秒6、東経137度18分21秒0の点

エ 北緯37度25分03秒6、東経137度17分54秒0の点

2 地元地区

珠洲市蛸島町、正院町川尻、正院町正院及び野々江町

3 許可の有効期間

平成28年5月1日から平成30年4月30日まで

4 許可の申請期間

平成28年4月6日から同月15日まで

石川県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成28年4月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成28年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
鶴来水島美川線	白山市美川本吉町丑47番1地先から	旧	11.90~24.10	40.3	石川土木総合事務所維持管理課
	白山市美川本吉町丑51番1地先まで	新	12.90~24.80	40.3	
草深木呂場美川線	白山市美川本吉町丑47番1地先から	旧	10.70	11.2	"
	白山市美川本吉町丑47番1地先まで	新	10.70~11.50	11.2	
興津刈安線	下記区間を道路区域から除外する。				羽咋土木事務所維持管理課
	河北郡津幡町字池ヶ原レ1番甲地先から		5.09~16.80	211.3	
	河北郡津幡町字池ヶ原ニ1番1地先まで				

石川県告示第208号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成28年4月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成28年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
鶴来水島 美川線	白山市美川本吉町丑47番1地先から 白山市美川本吉町丑51番1地先まで	平成28年4月5日	石川土木 総合事務所 維持管理課
草深木呂場 美川線	白山市美川本吉町丑47番1地先から 白山市美川本吉町丑47番1地先まで	〃	〃

公 告

石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた石川県土地利用基本計画を変更したので、その要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係書類は、石川県企画振興部企画課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更の要旨

石川県土地利用基本計画に表示する都市地域、農業地域及び森林地域の一部変更

肥料登録有効期間更新公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成28年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の 名称及び住所	登録の 有効期限
石川県 第200号	副産石灰肥料	ベストワン 48	アルカリ分 48.0%	含有を許される有害 成分の最大量及びそ 他の制限事項は、 公定規格のとおり	グリーン産業有限会社 白山市鶴来水戸町ネ80 番地	平成34年 4月30日

市街地再開発組合の事業計画の変更認可公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 組合の名称
片町A地区市街地再開発組合
- 事業施行期間
平成26年2月14日から平成29年3月31日まで
- 施行地区
 - 法第14条第1項の宅地
金沢市片町二丁目の一部
 - その他の区域
一般国道157号、市道2級幹線311号武蔵・片町線及び市道片町2丁目線9号の各一部
- 事務所の所在地
金沢市片町2丁目2番5号

- 5 設立認可の年月日
平成26年2月7日
- 6 変更の内容
設計の概要、資金計画
- 7 変更認可の年月日
平成28年3月22日

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第5号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第15条第1項の規定により、学校指導課に所属する職員を学校への指導派遣事業に関する事務処理のため駐在させる地を平成28年4月1日次のとおり指定した。

なお、学校指導課に所属する職員を学校への指導派遣事業に関する事務処理のため駐在させる地の指定（平成26年石川県教育委員会告示第7号）は、平成28年3月31日限り廃止した。

平成28年4月5日

石 川 県 教 育 委 員 会

金沢市平和町

石川県教育委員会告示第6号

スポーツ健康課に所属する職員を日本スポーツマスターズ開催に関する事務処理のため駐在させる地の指定（平成26年石川県教育委員会告示第8号）は、平成28年3月31日限り廃止した。

平成28年4月5日

石 川 県 教 育 委 員 会

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第40号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次の地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により告示する。

平成28年4月5日

石 川 県 公 安 委 員 会

平成28年度地域交通安全活動推進委員

石 川 県 公 安 委 員 会

活動区域管轄警察署	氏 名	住 所	委嘱年月日
金 沢 中 警 察 署	水 口 丈 夫	金沢市	平成28年4月1日
	関 澤 進	金沢市	
	高 田 千恵子	金沢市	
	平 野 正 盛	金沢市	
	佐 渡 和 明	金沢市	
	山 下 茂 男	金沢市	
	源 正 弘	金沢市	
	田 中 妙 子	金沢市	
	岩 井 重 哲	金沢市	
	藪 内 吉 巳	金沢市	
前 川 由 美	金沢市		

	東 良 光 山 岸 育 代 中 西 貞 夫	金沢市 金沢市 金沢市
金 沢 東 警 察 署	関 仁 的 場 暎 夫 太 田 治 郎 坂 本 守 中 村 里 美 岩 田 修 高 辻 光 雄 原 子 光 昭 米 田 彰	白山市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 白山市 金沢市
金 沢 西 警 察 署	南 部 喜 孝 田 井 良 治 中 村 美 智 子 長 能 豊 実 西 山 勇 南 野 洋 子 山 田 節 子 喜 多 淳 児	金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市
大 聖 寺 警 察 署	岸 省 三 岡 田 憲 明 長 澤 一 郎 大尾嘉 郁 代 東 出 友 明 村 中 珠 恵 菅 本 勇 気	加賀市 加賀市 加賀市 加賀市 加賀市 加賀市 加賀市
小 松 警 察 署	北 村 嘉 章 倉 重 道 弘 森 金 太 郎 押 野 瑞 代 武 田 新 平 内 野 裕 文 高 野 力 誠 川 腰 栄 一	小松市 小松市 小松市 小松市 小松市 小松市 小松市 小松市
寺 井 警 察 署	村 上 忠 志 南 邦 夫 北 潔 中 野 博 昭 秋 田 順 孝	能美市 能美郡川北町 白山市 能美市 能美市
白 山 警 察 署	今 井 信 介 亀 田 達 也 河 奥 德 光 島 田 康 隆 大 長 行 雄 辻 満 さ 子 二 木 喜 博	白山市 小松市 白山市 白山市 金沢市 野々市市 白山市

	宮 森 八代江 北 村 達 也 黛 孝 彦 山 崎 邦 昭 中 川 敬 一	白山市 白山市 白山市 野々市市 白山市
津 幡 警 察 署	中 川 慧 幸 田 久 胡 上 山 幸 吉 庭 田 忍 川 幡 明 嗣 杉 本 啓 二	河北郡津幡町 河北郡内灘町 かほく市 かほく市 河北郡津幡町 かほく市
羽 咋 警 察 署	稲 岡 利 男 靈 崎 昇 一 谷 野 暢 子 磯 見 篤 介 原 田 栄 橋 爪 由紀子	羽咋郡志賀町 羽咋郡志賀町 羽咋郡志賀町 羽咋市 羽咋市 羽咋郡志賀町
七 尾 警 察 署	播 摩 正 義 大 野 辰 男 宮 本 義 典 井 田 松 円 室 屋 佳 美 政 浦 義 輝 領 家 優 久 木 稔 夫	七尾市 七尾市 七尾市 七尾市 七尾市 七尾市 鹿島郡中能登町 七尾市
輪 島 警 察 署	里 谷 光 弘 伏 原 正 志 高 田 雅 文 森 脇 義 幸 杉 谷 忠 勝 山 田 謙 太 郎 米 田 美 智 江 坂 本 間 太 彦 初 瀬 す み 忍 坂 本 義 雄 勢 川 克 紀	輪島市 輪島市 輪島市 輪島市 輪島市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡穴水町 輪島市 輪島市 輪島市
珠 洲 警 察 署	山 根 義 昭 橋 本 忠 雄 堂 前 靖 彦 谷 口 信 幸 直 川 修 次 安用寺 伯 文 多 間 利 一 向 平 節 子 西 中 宏 美	鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町 珠洲市 珠洲市 珠洲市 珠洲市 鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町

